

事務連絡
令和2年6月30日

保険医療機関

各位

保険薬局

愛知県保険者協議会
東海北陸厚生局

後発医薬品の使用促進に関する協力依頼について

保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、後発医薬品の使用促進に関しましては、平成29年6月9日の閣議決定において、使用割合を令和2年9月までに80%以上とする目標が定められており、この目標達成に向けて、医療機関、国、県、医療保険者等の関係団体が一体となった更なる取組が求められています。

しかしながら、厚生労働省が令和元年9月に発表しました保険者別の使用割合（平成31年3月診療分、数量ベース）では愛知県（国保）は74.0%、協会けんぽ愛知支部は75.0%など、県内保険者の多くが、「国が目標とする令和2年9月までに80%」にはまだ達していない状況です。

後発医薬品の使用は、患者様の費用負担の軽減だけでなく、国民皆保険の維持や限りある資源で必要な医療を確保する取組の一つです。

保険医療機関・保険薬局の皆様におかれましても、患者様の利益や地域の医療資源確保につながる取組として、後発医薬品の使用に更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

愛知県保険者協議会事務局

愛知県保健医療局健康医務部

国民健康保険課

（電話 052-954-6277）